

平成 27 年 12 月 10 日
総務省九州管区行政評価局

平成 27 年度第 3 期行政評価・監視（地域計画調査）の実施について

九州管区行政評価局（局長：角田^{つのだ} 祐一^{ゆういち}）では、九州に所在する行政機関等について、その業務運営が適正、かつ、効率的・効果的に行われているか、地域計画調査としてテーマを選定し調査を実施しています。

平成 27 年度第 3 期（平成 27 年 12 月～28 年 3 月）においては、「災害等緊急時における通信手段の確保に関する実態調査」を実施しますのでお知らせします。

なお、この地域計画調査は、佐賀行政評価事務所でも同時に実施します。

[本件照会先]

総務省九州管区行政評価局

担 当：第二部 評価監視官

作間 正和

電話（直通）： 092-431-7094

F A X： 092-431-7085

災害等緊急時における通信手段の確保に関する実態調査

—過疎高齢化地域を中心として—

調査の背景

大規模災害に伴う孤立等に備えて、市町村役場等との通信手段を確保するとともに、集落内における連絡体制を構築しておくことが重要

大規模災害時には、通信設備被害、通信制限、停電等により被災情報の収集に支障。また、九州には多数の孤立可能性集落あり

災害発生時の情報収集体制が十分でないと考えている市町村が8割超（平成24年1月九州総合通信局調べ）

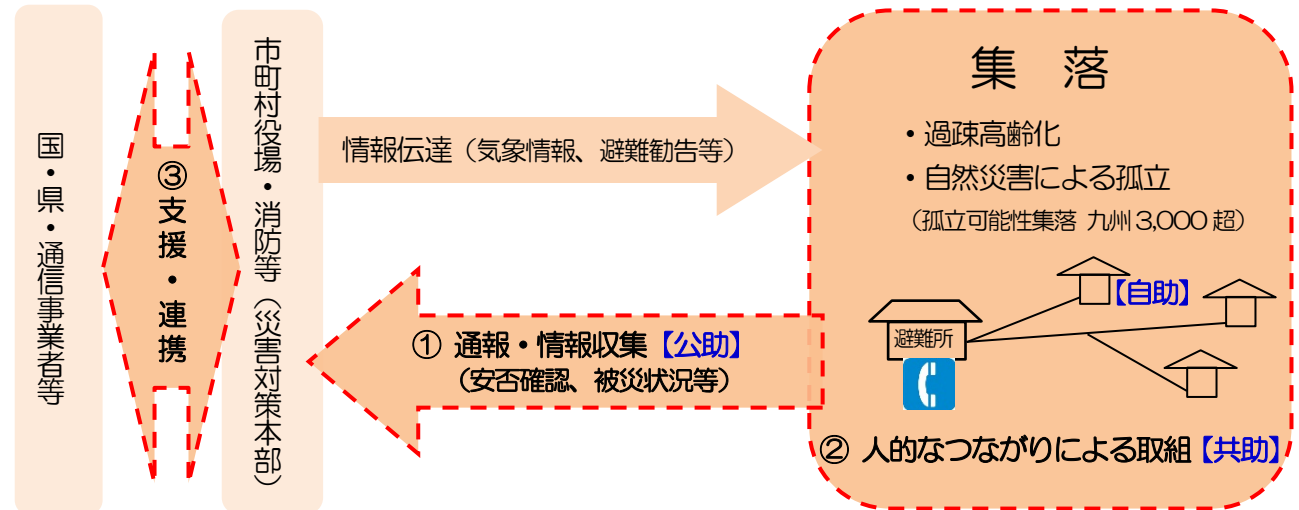
孤立可能性のある過疎高齢化地域（集落）においては、携帯電話等を所持していない高齢者が多く生活している可能性もあり

人的なつながりによる共助体制も重要

九州総合通信局では、情報通信技術を活用した防災及び減災対策を推進。西日本電信電話株式会社等も大規模災害時の通話手段として有効な公衆電話の設置情報を公開する等の取組

調査の主な視点

- ① 市町村等における通報、情報収集のための双方向通信環境の整備などの取組
- ② 地域における人的なつながりによる連絡体制の構築等の取組
- ③ 国、県、通信事業者等による市町村に対する支援、連携



調査対象機関等

1. 調査対象機関
総務省九州総合通信局
2. 関連調査等対象機関
西日本電信電話株式会社、県、市町村、事業者等

調査実施局所及び調査実施期間

九州管区行政評価局
佐賀行政評価事務所
平成27年12月～28年3月（予定）

※ 調査結果は平成28年3月公表予定

参考資料

【被災リスク】

表1 自然災害により孤立する可能性がある集落数

(単位：集落)

| 区分 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | 九州計 | 全国計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|--------|
| 農業集落 | 325 | 173 | 210 | 417 | 880 | 537 | 204 | 2,746 | 17,212 |
| 漁業集落 | 5 | 14 | 168 | 72 | 58 | 40 | 28 | 385 | 1,933 |

(注) 内閣府資料(平成26年10月 中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査結果)に基づき、当局が作成した。

【市町村における取組の必要性意識】

表2 災害発生時の情報収集体制が十分ではないと考えている市町村の割合

(単位：%)

| 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | 九州計 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 91.5 | 88.2 | 80.0 | 77.3 | 94.4 | 80.0 | 83.7 | 84.7 |

(注) 九州総合通信局資料(平成24年1月 九州地域における大規模災害発生時の通信手段確保に関する検討会報告書)に基づき、当局が作成した。

【人的なつながりによる取組】

表3 災害時に予定している被害情報の収集手段別の市町村の割合

(単位：%)

| 区分 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | 九州計 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 防災無線(移動系) | 55.3 | 64.7 | 86.7 | 68.9 | 55.6 | 76.9 | 69.8 | 66.8 |
| 防災無線(同報系) | 31.9 | 52.9 | 26.7 | 53.3 | 33.3 | 34.6 | 60.5 | 44.1 |
| 衛星携帯電話 | 6.4 | 0.0 | 6.7 | 11.1 | 50.0 | 38.5 | 20.9 | 17.5 |
| 防災無線+地域コミュニティ | 8.5 | 5.9 | 0.0 | 6.7 | 0.0 | 3.8 | 7.0 | 5.7 |

(注) 九州総合通信局資料(平成24年1月 九州地域における大規模災害発生時の通信手段確保に関する検討会報告書)に基づき、当局が作成した。

【公衆電話の災害等緊急時の強み】

表4 災害等緊急時において有効な通信手段となる公衆電話の2つの特徴(総務省ホームページ掲載資料)

| | |
|-------------|--|
| ① 災害時優先電話 | 公衆電話は、災害等の緊急時において電話が混み合い、通信規制が実施される場合であっても、 <u>通信規制の対象外として優先的に取り扱われます。</u> |
| ② 通信ビルからの給電 | 公衆電話は、NTT東日本、NTT西日本の通信ビルから電話回線を通じて電力の供給(局給電)を受けているため、 <u>停電時でも電話をかけることができます。</u> |

平成 27 年度第 3 期行政評価・監視計画（地域計画）

| | |
|--------------------|---|
| 名 称 | 災害等緊急時における通信手段の確保に関する実態調査 ー過疎高齢化地域を中心としてー |
| 目 的 | <p>中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの集落においては、地震、津波、風水害等に伴う土砂災害、浸水等による道路構造物や船舶停泊施設の損傷等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難若しくは不可能となる状態（以下「孤立」という。）等に備えて、市町村役場、消防等との通信手段を確保するとともに、集落内における連絡体制の構築を図っておくことが重要である。</p> <p>地形上、迂回道路の整備等に限界があり、また、島しょ部も多い九州地方には孤立する可能性のある集落が 3,000 以上あると見込まれている。特に、過疎化などで人口の 50%以上が 65 歳以上の高齢者で社会的共同生活の維持が困難となっている基礎的条件の厳しい過疎高齢化地域においては、携帯電話等を所持していない高齢者が多く生活している可能性もあり、災害等緊急時における通報、情報収集のための通信手段の確保、連絡体制の構築が課題となっている。</p> <p>内閣府、総務省等では、通信手段の確保を含む災害等緊急時の安全対策の普及向上を図っており、九州総合通信局においても、東日本大震災や九州北部豪雨災害を踏まえて、情報通信技術を活用した防災及び減災対策の推進に取り組んでいる。</p> <p>また、東日本大震災において通話手段としての有効性が発揮された公衆電話については、西日本電信電話株式会社等により、ウェブページでの設置場所の公開等も推進されている。</p> <p>しかしながら、災害等緊急時における通信手段の確保対策については、市町村、自治会等における被災情報の収集体制、多様な通信手段等の確保、市町村に対する支援等が十分でないとの指摘もみられる。</p> <p>この実態調査は、このような状況を踏まえ、災害等緊急時における過疎高齢化地域住民等の孤立時の通信手段の確保を図る観点から、過疎高齢化地域を抱える市町村等の取組状況、人的なつながりによる取組状況、国、県などの市町村に対する支援・連携状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。</p> |
| 調 査 項 目 | <ol style="list-style-type: none"> 1 過疎高齢化地域を抱える市町村等の取組 2 人的なつながりによる取組 3 市町村に対する支援・連携 4 その他 |
| 調査対象機関 | 九州総合通信局 |
| 関連調査等 対 象 機 関 | 西日本電信電話株式会社、県、市町村、事業者等 |
| 調査実施時期 | 平成 27 年 12 月～28 年 3 月 |
| 担 当 評 価 監 視 官 等 | 九州管区行政評価局 第二部第 2 評価監視官 佐賀行政評価事務所 評価監視官 |